

訪問介護サービスの安定的運営に向けた支援を求める意見書（案）

令和6年4月の介護報酬改定において、介護全体としては報酬が引き上げられたが、訪問介護については基本報酬がマイナス改定となった。改定の根拠となる経営実態調査において、訪問介護が比較的高い収支差率だったことが理由とされているが、これは、都市部で多く見られるヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所等の収益増が主な要因とみられる。しかし、地方においては、広範囲の地域を一軒、一軒訪問する小規模な事業所が多く、こうした事業所に配慮した改定が求められる。

公定価格制度のため、物価高騰分の価格転嫁が難しい介護事業所にとって、ガソリン価格や光熱費の高騰などの影響は大きく、特に、地方の中山間地域において車両移動により地域密着型でサービスを提供する訪問介護事業所にとっては、そもそもの人材不足も相まって、大きな痛手となっている。

民間会社の調査では、令和6年の訪問介護事業者の倒産は全国で81件と過去最多を更新しており、運営資金となる基本報酬が引き下げられたことにより、小規模な事業者の経営の厳しさに拍車がかかることが懸念される。住み慣れた地域で暮らす地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅生活を支える介護サービスの基盤の維持は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、以下の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 訪問介護の基本報酬引き下げによる地方の小規模な事業所への影響を早急に調査し、その結果に基づいて訪問介護事業者に支援金を支給すること。
- 2 今後の介護報酬改定においては、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえ行うこと。
- 3 訪問介護事業所の経営難の原因の1つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。
- 4 処遇改善加算の引き上げおよび処遇改善加算が取得できない事業所に対する加算基準の緩和を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月 日

福井県議会